

市第18号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

<議案の概要>

地震や水害などの災害が発生した本市の区域外の地域において、災害応急対策又は災害復旧のため被災地に派遣され、現地で当該業務に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当を新設します。

平成23年3月11日東日本大震災の発生に伴い、消防職員をはじめ多くの職員が被災地へ赴き、災害応急対策等業務に従事しました。

災害の発生により混乱している状況下においては、基本情報も少なく、インフラも整っていない地域や、また、二次災害が発生する可能性も高い場所での業務でもある中、被災地へ赴き、通常とは異なる命令系統により業務を行わなければならない、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。これらの業務については、横浜市一般職職員の給与に関する条例第12条に照らし、特殊勤務手当の支給理由があると考えことから、当該業務に係る特殊勤務手当を新設します。

また、災害派遣に関する手当の新設に合わせて、海外での災害に対して同様の趣旨で派遣される、国際緊急援助活動に従事した場合の手当についても新設します。

1 改正内容

(1) 新たに設定する特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額の規定

種類	支給を受ける者の範囲	額
災害応急対策等派遣手当	国内の本市の区域以外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員	日額 840 円 (対象人員：延 11,388 人)
	上記のうち、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域にて、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員	日額 1,680 円 (対象人員：延 869 人)
	海外の地域において、国際緊急援助活動に従事した職員	日額 4,000 円

※対象人員は、平成23年8月29日現在

(2) 臨時特殊業務手当の改正

災害応急対策等派遣手当の設定に伴い、臨時特殊業務手当の規定内容を改正します。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用

(国際緊急援助活動業務に従事した職員は、公布の日から適用)

【参考】

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、現地で業務を行った職員に対する特殊勤務手当は、平成 23 年 6 月 29 日に公布された国の人事院規則の特例と同額を横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第 8 条「臨時特殊業務手当」の規定に基づき、人事委員会の承認を得て支給する予定です。

国の基準に対する本市が臨時特殊勤務手当として今回支給する手当

(人数は精査中)

国の基準				本市職員が該当する部分	
支給要件等			手当額	人数	業務内容
福島原発の敷地内	原子炉建屋内		40,000 円/日		
	免震重要棟の外		20,000 円/日	24 人	原子炉建屋放水活動に伴う偵察及び活動準備、総合指揮活動
	免震重要棟の中		5,000 円/日		
警戒区域 (半径 20km 圏内)	3km 圏内	屋外	※ 20,000 円/日		
		屋内	2,000 円/日		
	20km 圏内	屋外	※ 10,000 円/日		
		屋内	2,000 円/日	50 人	他都市消防隊との引き継ぎ等 (Jビレッジ内)
計画的避難区域 (福島県葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部)	屋外		※ 5,000 円/日		
	屋内		1,000 円/日		
屋内退避指示区域 (半径 20~30km 圏内。4 月 22 日解除)	屋外		※ 2,500 円/日	40 人	救急搬送活動
	屋内		支給対象外		

国は、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域において、業務に従事した職員に支給

※ 従事時間が 4 時間未満：60/100

【横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）】

(臨時特殊業務手当)

第 8 条 市長は、非常災害の場合に臨時に従事する災害復旧等のための業務その他必要と認める臨時の業務のうち、給与条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、その特殊性に応じて特別の考慮を必要とするものに従事する職員には、臨時特殊業務手当を支給することができる。

2 前項の臨時特殊業務手当の額は、市長が定める。

3 市長は、前 2 項の規定により臨時特殊業務手当を支給することとし、及びその額を定めるに当たっては、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

※ 下線部分は、今回の改正により削除